

特許権	判決年月日	令和4年5月26日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和2年(ネ)第10069号		

○ 控訴人代表者らから本件各発明の特許を受ける権利の持分を譲り受けたと主張する控訴人による本件特許権の持分の移転登録手続請求について、控訴人代表者らは本件各発明の共同発明者であるとは認められず、上記請求は認められないとされた事例

(事件類型) 特許法74条1項に基づく特許権移転登録手続請求 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法74条1項

(関連する権利番号等) 特許第5892637号

(原判決) 東京地方裁判所平成30年(ワ)第22338号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人名義で設定登録された発明の名称を「ラップネット及びその製造方法」とする本件特許に係る発明（本件各発明）は、控訴人代表者ら及び被控訴人代表者の共同発明であり、控訴人は、控訴人代表者らから本件各発明の特許を受ける権利の持分を譲り受けた旨主張して、被控訴人に対し、特許法74条1項に基づき、本件特許権の持分2分の1の移転登録手続を求める事案である。

原審は、控訴人代表者らは本件各発明の共同発明者であるとは認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

2 本判決は、控訴人代表者らが本件各発明の発明者に該当するかについて要旨次のとおり判断して、本件控訴を棄却した。

(1) 特許法2条1項は、「発明」とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と規定し、同法70条1項は、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」と規定している。これらの規定によれば、特許発明の「発明者」といえるためには、特許請求の範囲の記載によって具体化された特許発明の技術的思想（技術的課題及びその解決手段）を着想し、又はその着想を具体化することに創作的に関与したことを要するものと解するのが相当である。

(2)ア 本件発明1の技術的思想は、従来のラップネットの問題に対処して、運搬・保管に有効なラップネットによるラッピングのメリットを維持し、かつ、ロールベールからラップネットを除去する際にラップネットの残渣が飼料又は発酵原料に混入した場合でも、家畜への影響が少なく、あるいは発酵装置がトラブルを生じないラップネットを提供することを課題とし、この課題を解決するための手段として、経糸と緯糸が共にセルロース系繊維からなる糸で編成された編地からなり、経糸は、編地の長さ方向に伸びる複数の独立鎖編を形成し、緯糸は、独立鎖編の各ループと他の独立鎖編の他のループとを連結して編地を形成する構成を採用することにより、

家畜が飼料と一緒にラップネットの一部を食べてしまっても、干草や藁などと同様の成分であり、家畜の体内で消化され家畜への影響が出ることがなく、また、ラップネットの一部が発酵原料に混入して発酵装置に入ってしまった場合でも、干草や藁などと同様に分解されてバイオエタノールの発酵原料となり、更に、ロールベールからラップネットを除去することなく、ロールベールと共にラップネットを細断して全量を家畜の飼料とし、あるいは、発酵原料として利用することもできるという効果を奏することにあるものと認められる。

この点、被控訴人が、平成25年9月に、綿糸がセルロース100%であり、牛が食しても胃の中の分解酵素で分解され安全であることを訴外会社に連絡していることからすれば、被控訴人は、同月までにロールベールからラップネットを除去することなく、ロールベールと共にラップネットを細断して全量を家畜の飼料とし、あるいは、発酵原料として利用することもできるという効果について着想していたものと認められる。また、経糸及び緯糸に綿糸を用いたラップネットの試作品自体は、同年5月31日の訴外会社における試作品の評価までに作成されていたことからすると、上記効果を含む本件発明1の技術的思想は、遅くとも、同年9月までに完成していたものと認められる。

イ 控訴人代表者らが、本件発明1の技術的思想を着想したことを認めるに足りる証拠はない。また、控訴人は、平成25年5月から同年9月までの間、被控訴人から提供を受けた複数の種類の綿糸を経糸及び緯糸に使用して、ラップネットの試作品を作成しているが、上記試作品に用いられた綿糸は、被控訴人が選択して控訴人に提供したものであったこと、上記試作品の編組織は一般的なものであったこと、控訴人は、従前から保有していたラッセル編機を用いて編布をしたものであることに照らすと、上記試作品の作成に係る控訴人の関与は、本件発明1の技術的思想の具体化に対する創作的な関与であるものと認めることはできない。

よって、控訴人代表者らは、本件発明1の発明者であるとは認められない。

(3)ア 本件発明11の技術的思想は、経糸・緯糸にセルロース系繊維等を使用して編成された編地からなるラップネットにおいては、緯糸に比べて経糸の強度を強くする場合、経糸が太くなり、1本のロールに巻き取れるラップネットの長さが短くなるという問題があったことから、この課題を解決するための手段として、ラップネットの製造方法において、ラップネットを巻取機構の巻上げローラで巻き取るに当たり、当該巻上げローラをその回転軸方向に所定の振幅で往復運動させる構成を採用することにより、長尺の上記ラップネットを1本のロールに巻き取ることができるという効果を奏することにあるものと認められる。

そして、上記技術的思想は、本件特許の出願の優先権主張の基礎となる先の出願2に係る発明の技術的思想において既に具体化しているものと認められるから、本件発明11は、遅くとも、先の出願2がされた平成25年7月22日には完成して

いたものと認められる。

イ 控訴人代表者らが、ラップネットの製造に当たり、綾振りの技術を適用することを着想して、被控訴人代表者に提案等をしたことや、控訴人が被控訴人に対し、控訴人が行っていたとする綾振りの方法に関する情報を提供したことを認めるに足りる証拠はなく、本件発明 1 1 の巻き上げローラをその回転軸方向に所定の振幅で往復運動させる構成について、控訴人代表者らが着想したものであると認めることはできない。

また、控訴人は、平成 2 6 年 1 月頃に至るまで、被控訴人に対し、控訴人のラッセル編機の稼働状況を見せたことはなく、平成 2 5 年当時、控訴人が巻き上げローラを綾振りする方法でラップネットの試作品を作成していたことを認めることもできないから、控訴人代表者らが、本件発明 1 1 の技術的思想の具体化について創作的に関与したものと認めることはできない。

よって、控訴人代表者らは、本件発明 1 1 の発明者であるとは認められない。